



長野県報

12月6日(月)
平成22年
(2010年)
第2223号

目次

告示

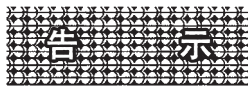
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事務所の所在地変更の届出（障害者支援課）…………… 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（森林づくり推進課）…………… 1
- 基本測量の実施（建設政策課）…………… 2
- 公共測量の実施（建設政策課）…………… 2
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）…………… 2
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）…………… 2
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）…………… 2
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）…………… 3

公告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（情報統計課情報システム推進室）…………… 3
- 一般競争入札（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）…………… 3
- 土地改良事業の施行に伴う換地処分実施の届出（農地整備課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）…………… 4
- 一般競争入札（高校教育課）…………… 5

訓令

- 職員の勤務成績評定に関する規程の一部改正（教育総務課）…………… 6



長野県告示第698号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターからその事務所の所在地を変更する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社会福祉法人佐久コスモス福祉会	佐久市中込3100番地3	佐久市岩村田1880番地4	平成22年12月1日

障害者支援課

長野県告示第699号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第700号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡根羽村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第701号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量（ジオイド測量）
- 2 作業期間
平成22年12月13日から平成23年3月15日まで
- 3 作業地域
飯田市、駒ヶ根市、上伊那郡箕輪町

建設政策課

長野県告示第702号

小諸市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（航空写真測量）
- 2 作業期間
平成22年12月6日から平成23年3月23日まで
- 3 作業地域

小諸市

建設政策課

長野県告示第703号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
桑前沢、日合沢、梨木沢、櫛木南沢（支流）、滝の沢、豆石沢、根越沢、平沢2、佃見沢（支流）、鷺子沢（支流）1及び鷺子沢（支流）2
- 2 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第704号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
桑前沢、日合沢、梨木沢、櫛木南沢（支流）、根越沢、平沢2、佃見沢（支流）、鷺子沢（支流）1及び鷺子沢（支流）2
- 2 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するのとおり

砂防課

長野県告示第705号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
川口、梨木1、梨木2、日合下1他1、安賀1他1、安賀3、

梶平、北小松尾1他2、棚原1、棚原2、棚原3、棚原4、下栗尾1、下栗尾2、下栗尾3、上栗尾1他2、池田1、池田2、池田3、慶師、荻久保、離山、米田和、上中山1、上中山2、外花見1、外花見2、内花見、中ノ在家、新田、曙1他1、和平1他1、大田和2、大田和3、大田和4、大田和5、大田和6、和平2、和平3他2、和平6、桐木、仏風、町田1他1、中挟1、中挟2他1、仏風東、宮平1、宮平2他3、桐山、樺内1、樺内2、樺内3他2、樺内6他1、樺内8、樺内9、樺内10他1、樺内12他1、樺内14、中挟4、下大岡1、下大岡2、下大岡3、長瀬3、日向1、根越1他1、長瀬1、長瀬2、代1、代2他1、代4、柿挟1、石津1、石津2、石津3、石津4、石津5、石津6、中挟5、石津7他1、門増1他5、花尾1他1、柿挟2、花尾3、芦ノ尻1、芦ノ尻2、芦ノ尻3、平1他1、平3、平4、長岩1、長岩2他1、長岩4他1、長岩6、佃見1他1、佃見3、越中川1、越中川2、越中川3、白井沢1、白井沢2、白井沢3、白井沢4、桐沢1、桐沢2他1、桐沢4、笹久1、笹久2、笹久3、御陵清水、泥平、南小松尾1、南小松尾2及び市後沢

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第706号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

日合下1他1、安賀1他1、安賀3、梶平、北小松尾1他2、棚原1、棚原2、下栗尾2、下栗尾3、上栗尾1他2、池田2、荻久保、離山、米田和、上中山1、上中山2、外花見1、外花見2、内花見、中ノ在家、新田、曙1他1、和平1他1、大田和2、大田和3、大田和4、和平3他2、桐木、仏風、中挟2他1、仏風東、宮平1、宮平2他3、桐山、樺内2、樺内3他2、樺内6他1、樺内8、樺内9、樺内10他1、樺内12他1、樺内14、中挟4、下大岡1、下大岡2、下大岡3、長瀬3、日向1、根越1他1、長瀬2、代2他1、代4、柿挟1、石津1、石津3、石津4、石津5、石津6、石津7他1、門増1他5、花尾1他1、柿挟2、花尾3、芦ノ尻1、芦ノ尻2、芦ノ尻3、平1他1、平4、長岩1、長岩2他1、長岩4他1、長岩6、佃見1他1、越中川1、越中川2、越中川3、白井沢1、白井沢2、白井沢3、白井沢4、桐沢2他1、桐沢4、笹久1、笹久2、御陵清水、泥平、南小松尾1、南小松尾2及び市後沢

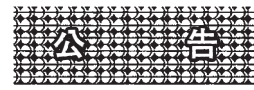
2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
県庁・合庁用ファイルサーバ一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画部情報統計課情報システム推進室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札を決定した日
平成22年10月19日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 東日本電信電話株式会社
(2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137-5
- 落札金額
1月当たりの賃借額 464,730円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告を行った日
平成22年9月6日

情報統計課情報システム推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年12月6日

長野県知事 阿部守一

- 入札に付する事項
(1) 調達する役務
特別天然記念物カモシカ捕獲個体調査業務
(2) 役務の特質
長野県内において捕獲されたカモシカの頭部、生殖器等試料の回収、調査及び分析
(3) 履行期間
契約締結日から平成23年3月25日まで
(4) 履行場所
仕様書によります。
(5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事